

福岡県公報

令和四年六月三日
第三百三三
増刊
①

目次

規則 (第二十二号―第二十四号)

- 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(がん感染症疾病対策課) ……………一
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
(生活衛生課) ……………二
- 福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
(医療指導課) ……………二

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十二号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号別紙一及び様式第四号別紙一中

支給認定基準世帯員氏名	性別
①	男・女
②	男・女
③	男・女
④	男・女
⑤	男・女
⑥	男・女

を

支給認定基準世帯員氏名

①
②
③
④
⑤
⑥

に改める。

様式第五号中

性別	男・女
性	別

を

に改め、同様式の(別紙一)中

フリガナ	性別
氏名	男・女

を

フリガナ	
氏名	

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十三号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三月」を「六月」に改める。

第三条中「三月」を「六月」に改める。

様式第六号中、

「3 変更がない項目は、「変更前」の欄に記入すること。」を

「3 変更がない項目は、「変更前」の欄に記入すること。」に

4 変更前及び変更後の登録事項を確認できる関係書類を添付すること。」に

4 免許証」を「5 免許証」に、「5 外国籍」を「6 外国籍」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十四号

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則（令和二年福岡県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 総合診療を担う診療科

第五条に次の一号を加える。

三 総合診療を担う診療科においては、福岡県医師確保計画で定める医師偏在指標（

医師全体のものに限る。以下同じ。）の数値が全国の医師偏在指標の数値に満たな

い二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十四

号に規定する区域をいう。）に所在する病院又は診療所

附則

この規則は、公布の日から施行する。